

第10期岡山県生涯学習審議会 第7回会議開催要項

日時 平成29年7月4日(火)
14:00～15:40
場所 岡山県庁分庁舎
6階共用会議室601

1 開 会

2 議 事

(1) 協議事項

「教育県岡山の復活を目指した家庭教育の充実」について

ア これまでの議論のまとめについて

イ 提言書の骨子案について

(2) その他

3 閉 会

第10期岡山県生涯学習審議会委員名簿

【任期 平成27年8月1日～平成29年7月31日】

番号	氏名	役職名	選出分野
1	赤澤正基	岡山県子ども会連合会会長	青少年団体
2	小川孝雄	NPO法人岡山NPOセンター監事	NPO
3	門野八洲雄	岡山県公民館連合会会長	公民館・ESD
4	河上直美	NPO法人タブララサ理事	NPO
5	澤津まり子	就実短期大学教授	大学(幼児教育)
6	清水玲子	(株)山陽新聞社文化部部長	報道
7	竹久保	勝央町教育委員会教育長	市町村
8	土屋紀子	(一社)岡山県婦人協議会会長	女性団体・社会教育 関係団体
9	土井原康文	和気町立本荘小学校校長	学校
10	檜本真弓	読書ボランティア「たんぽぽの家」代表	民間団体
11	花房尚	文教委員会副委員長	県議会
12	福圓良子	NPO法人備前焼タウンプロジェクト協議会理事長	まちづくり
13	藤木茂彦	(株)丸五 代表取締役社長	企業
14	宮本由里子	元岡山県立総社高等学校PTA会長	PTA
15	山本珠美	香川大学生涯学習教育研究センター准教授	大学(生涯学習)

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（抜粋）

（都道府県生涯学習審議会）

- 第10条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。
- 2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
 - 3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。
 - 4 前3項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

岡山県生涯学習審議会条例

（設置）

- 第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第1項の規定により、岡山県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

- 第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

（委員）

- 第3条 委員は、生涯学習に関し識見を有する者のうちから、知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

- 第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門委員）

- 第5条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。
- 3 専門委員は、会長の命を受け、専門の事項を調査する。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

- 第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

- 第7条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会に準用する。

（庶務）

- 第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

（その他）

- 第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

岡山県生涯学習審議会 議事運営等に関する申し合わせ事項

1 議事運営について

- (1) 会議は公開とする。ただし、会長が認めたときは非公開とすることができる。
- (2) 審議の経過及び結果の発表が必要な場合は、会長又は会長の指名する者が行う。
- (3) 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者等を招き、意見の開陳又は説明を求めることができる。

2 議事要旨について

- (1) 議事要旨は公開とし、後日県のホームページに掲載する。

岡山県生涯学習審議会 会議傍聴要領

岡山県生涯学習審議会会議は、「審議会等の設置及び運営等に関する指針」の趣旨に則り公開いたします。会議傍聴上の留意事項は次のとおりですので、よくお読みください。

1 会議の公開

会議は原則として公開ですが、会長が認めた場合は、非公開となります。

2 傍聴の手続

(1) 傍聴を希望される方は、開議前に傍聴受付簿に氏名、住所を記入しなければなりません。

(2) 傍聴人数に制限は設けませんが、会議室の制約上、傍聴をお断りすることがありますので御了承ください。

なお、報道関係者で会長が認めた場合は、定められた傍聴人数とは別に傍聴することができます。

3 傍聴できない方

傍聴人は、係員の指示に従い傍聴席に入場してください。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。

(1) 酒気を帯びていると認められる場合

(2) 会議の妨害となると認められるものを携帯している場合

(3) その他会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると会長が認めた場合

4 傍聴される方に守っていただきたいこと

傍聴される方は、次のことをしてはいけません。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 飲食すること。

(3) 私語、談話、拍手等を行うこと。

(4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること。

(5) 許可なく写真を撮影し、録音その他これらに類する行為を行うこと。

(6) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用しないこと。

(7) その他会議の妨害となるような行為を行うこと。

5 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させます。

上記退場を命じられた場合や、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければなりません。

6 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。

教育県岡山の復活を目指した家庭教育支援の充実について (これまでの議論のまとめ)

【家庭教育支援充実の方向性の意見】

①支援が必要な人への支援の充実(家庭教育支援チームの全県への普及)

②教育委員会と保健福祉部局との相互連携の仕組みづくり

・保健福祉部局の事業との連携

⇒保健福祉部局は母子保健等の取組で保健師が全ての子どもをもつ家庭に関わりをもっている。

(例)「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」「乳幼児健診」等

⇒医療や福祉など専門的なことは保健福祉部局等の専門機関が対応することとなっており、連携すべき

(例)「子育て世代包括支援センター」、「要保護者対策地域協議会」、「勝央町子ども・若者サポートネット」等

⇒既存の子育て拠点等における子育て・家庭教育の学びの機会の提供

・チームの位置づけの明確化

⇒地域の実情に応じた「親育ち応援学習プログラム」の作成

⇒親育ち応援学習プログラムの実施等による学習機会の提供

⇒支援が必要な家庭への支援は、保健福祉部局と連携して家庭訪問等で届ける。

⇒家庭に地域とのつながりをもたせる(孤立させない)取組を行うべき。

⇒企業への訪問(家庭教育について共に考えてもらう)

③人材の育成と活用

・地域人材の活用、活用の場を見据えて人材の育成

・人材間の連携

④地域全体で家庭を支える気運の醸成

・情報発信(家庭教育や子育て情報の一元化)

⇒家庭教育がなぜ必要なのか分かりやすく伝える工夫がある。

⇒県民に対してわかりやすい具体的な形に残るものを提言にすればよい。(父子手帳、シールなど)

・地域や企業等を巻き込んだ気運の醸成

⇒地域の学びの活動の中で子育てや家庭教育のことについて考えが出るのではないかな。

⇒希薄化しているコミュニティの再生が必要(家庭を孤立させない、つながりをもたせる取組)

⇒企業は働き方改革の流れで、ワークライフバランスについて考えている今の時期は、

企業に子育てや家庭教育について考えてもらう好機である。

⇒あらゆる世代が子育てについて語り合える場所づくり(学校にカフェ・マルシェなどを開設)

○その他

⇒家庭教育支援の取組を広げていくためには、岡山県だけではなく市町村と連携して進めていくべきである。

⇒県教委だけで考えるのではなく、関係部局と一緒に考えて対応していくことが大切である。

⇒活動の実績を残せば何かの形になるような取組をすれば、やる気を出して多くの方が参画するのではないかな。

⇒子育てを頑張っている保護者を褒めるような取組もよい。

⇒学校の教員の助けとなるような提言としたい。

⇒企業との連携を進めていく上で、くみんの認証を受けている企業に協力頂いてモデル事業を実施するのはいいかな。

教育県岡山の復活を目指した家庭教育支援の充実について

(提言書の骨子案)

【背景】

- ・ 少子化や核家族化の進行、家庭と地域のつながりの希薄化等
 - ・ 子育ての悩みや不安を抱え、保護者が孤立＝家庭の教育力の低下
- ⇒家庭教育はすべての教育の出発点であり、家庭に教育の基盤となる土台を
しっかり築くことが「教育県岡山の復活」につながる。

【方策】

1 地域全体で家庭を支える気運の醸成

- (1) 保護者を孤立させないため、地域や職域等との“つながりづくり”を推進
- (2) つながりの中で家庭教育への理解促進のための取組を推進
 - ①公民館等での学びや体験活動、地域活動への参加
 - ②家庭教育等について、親同士が交流し共に学習できる機会の提供
 - ③子育て世代以外の人に対する家庭教育への理解促進と語り合える場づくり
 - ④企業に対する家庭教育への理解を深める働きかけや学習機会の提供
- (3) 多様な媒体を活用した家庭教育の必要性の効果的な情報発信

2 支援が必要な家庭への支援の充実

- (1) 家庭教育支援を実施する組織の明確化
- (2) 支援が必要な家庭に寄り添った孤立させない取組（家庭に“届ける”支援）
- (3) 乳幼児からの早い時期からの支援の実施
- (4) 子育て拠点や保育園・幼稚園・学校等の関係機関と連携し、子どもの発達
に
応じた切れ目ない支援
- (5) 乳児家庭全戸訪問等を実施している保健福祉部局との連携

⇒乳児期から家庭との関わりが可能となる。

⇒保健師等の専門的な見立てによる可能な範囲での家庭訪問等での“届ける”
支援

3 人材の確保と育成

- (1) 地域人材の確保、活用を見据えた人材の育成
- (2) 人材の循環

「持続可能な地域づくりを担う人材の育成に向けて」

岡山県は、人口減少問題の克服や、本県の持続的な発展の実現に向けて、平成27年10月に「岡山県人口ビジョン」及び「おかやま創生総合戦略」を策定しました。

また、岡山県教育委員会は、平成28年2月に策定した「第2次岡山県教育振興基本計画」の中で、より良い地域社会の形成に向け、地域に関する学習や若者の地域活動の充実を図り、地元への愛着や住民のつながりを深めるなど、学びを通じて、持続可能な地域づくりを担う人材の育成に努めることとされました。

岡山県生涯学習審議会では、これらの基本方針を踏まえ、学びを通じた持続可能な地域づくりについて、今後の進めるべき施策の方向性を審議してきました。つきましては、次の取組を進めていただきますよう提言いたします。

1 多様な主体との連携

持続可能な地域づくりを進めるためには、行政や学校、地域住民、企業、NPO等の多様な主体が相互に連携し、持続的に活動できる仕組みづくりが必要です。

特に、県内に約430ある公民館は、学びを通じた地域づくりの拠点であり、教育委員会と首長部局とがお互いの強みを生かしながら車の両輪となって、地域の実態に応じた施策をより効果的・効率的に推進していくことが必要です。

2 多様な主体をつなぎ合わせるキーパーソンの確保と育成

上記1の多様な主体をつなぎ合わせるためには、キーパーソンとなる、社会教育主事や公民館職員、地域コーディネーター等の専門職員の人材の確保とその育成が必要です。

また、育成にあたっては、研修内容や方法の工夫などにより、専門職員の意識改革や資質向上を図ることが不可欠です。

さらに、社会教育主事については、全市町村配置に向けて、市町村に対する働きかけを一層強めることが必要です。

3 次世代の地域づくりを担う人材の育成

地域づくりを持続的なものとするためには、子どもたちが地域づくりの担い手へと成長し、そしてその次の世代へバトンをつないでいくというサイクルが必要です。

そのためには、子どもたちが地域に誇りと愛着を持って、地域課題を自ら解決しようという当事者意識や実践力を身につけられるよう、発達段階に応じて地域で活躍する出番を提供することや、その活動を顕彰するなどの取組を、地域ぐるみで進めていくことが必要です。

平成28年8月2日

岡山県生涯学習審議会

会長 門野 八洲雄

改正後全文

雇児発 0529 第 32 号
平成 26 年 5 月 29 日
雇児発 0521 第 10 号
平成 27 年 5 月 21 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

乳児家庭全戸訪問事業の実施について

標記については、今般、別紙の通り「乳児家庭全戸訪問事業」を定め、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

乳児家庭全戸訪問事業実施要綱

1 事業の目的

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことを目的とする。(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第4項に規定される事業)

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)とする。
なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、以下の支援を行う。

- (1) 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談
- (2) 子育て支援に関する情報提供
- (3) 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握
- (4) 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

4 実施方法

(1) 訪問の時期

対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。

ただし、生後4か月を迎えるまでの間に、健康診査等により乳児及びその保護者の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合も本事業の対象とする。この場合にあっても、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。

(2) 訪問者

保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えないものとする。

(3) 研修

訪問者に対して必ず事前に研修を実施すること。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内

容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。

(4) ケース対応会議

訪問実施後の結果により、支援が必要と判断された家庭に対し、必要に応じて、個別ケースごとに具体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ、養育支援訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけるものとする。

(5) 新生児訪問指導等と併せて実施する場合の留意点

法第21条の10の2第2項により、母子保健法に基づく新生児訪問指導等と併せて本事業を実施することができるが、その場合、「3」で定める本事業の支援の内容を満たす必要があるため、十分に留意すること。

(6) 実施計画の作成

事業を行う年度の実施計画を作成すること。事業計画の作成に当たっては、既に実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動の役割分担や活用策を検討し、実効的な計画とすること。

5 費用

市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業については、国は別に定めるところにより補助するものとする。

津山市の赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問)

赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問)をしています

津山市では、生後4か月までの赤ちゃんのいる全ての家庭を訪問し、子育て支援の目的で、母子サービスの情報提供や助言、地域支援へとつなげています。

1 保健師・助産師による、産婦・新生児訪問

ご希望の日時を調整させていただき、産婦さんの産後の体調チェックと新生児の発育確認、育児相談、母乳相談等を行います。(赤ちゃんの体重を測ります。)

対象 生後2ヶ月頃までの赤ちゃんとその母親

第1子、低体重児、未熟児、子育てのことでいろいろ聴いてみたい、産婦さん自身の事を相談したいなど。

なお、津山市への里帰り出産にもご希望があれば訪問していますので、ご相談ください。

低体重児の届出について

赤ちゃんの体重が2500g未満で生まれた場合、母子保健法に基づきこちらの低体重児出生届に必要な事項を記入し、すみやかに津山市の窓口(健康増進課、こども課、市民課、各支所、阿波出張所)へ届け出ください。

2 保育士によるこんにちは赤ちゃん訪問

保健師・助産師による産婦・新生児訪問を受けていない赤ちゃんの家庭へ、保育士・看護師等がお伺いします。お困りのことがあったらご相談ください。

対象 保健師・助産師による産婦・新生児訪問を受けていない、生後4か月までの赤ちゃん

3 愛育委員によるおめでとう訪問

保護者の希望により、地域の愛育委員が社会福祉協議会からのプレゼントを持って伺います。申請方法は、妊娠届や出生届時にもらっている「おめでとう訪問申請書」に必要な事項を記入し、津山すこやか・こどもセンター(こども課・健康増進課)または津山市社会福祉協議会(津山市総合福祉会館)へ提出してください。(電話やFAXでも申込できます)

対象 申し込みをされた生後6か月頃までの赤ちゃん(おむつMサイズ以下の赤ちゃん)

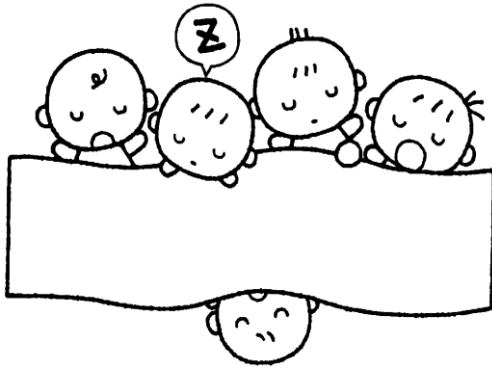
申込先

津山市役所こども保健部こども課(津山すこやか・こどもセンター内)

津山市社会福祉協議会(津山市役所東隣 津山市総合福祉会館1階)

赤ちゃんのいるご家庭へ 訪問いたします。

(こんにちは赤ちゃん事業のお知らせです。)



ご出産おめでとうございます。

根室市では生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭に対して、訪問員がお宅を訪問いたします。

その際、子育て支援に関する情報提供、育児に関するアドバイスや悩み相談などを行い、子育てを応援いたします。

○訪問対象

生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭。

○訪問時期と回数

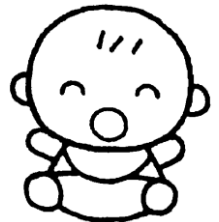
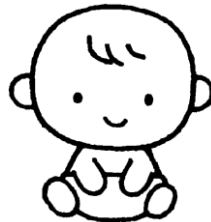
生後4ヶ月までに1回訪問します。訪問日は、事前に連絡いたします。

○訪問者

市役所の訪問スタッフ(保育士または保健師)

○費用

無料



【お問い合わせ】

・根室市役所保健課健康推進担当(保健師)(窓口 8番)

(電話) 0153-23-6111(内線2118・2131)

・根室市役所こども子育て課こども子育て担当(保育士)(窓口18番)

(電話) 0153-23-6111(内線2179・2180・2186)

岡山県愛育委員連合会について

1 愛育委員

愛育委員は、自分たちの市町村を、乳幼児から高齢者まですべての住民にとって健康で明るく住み良い地域にするため、行政と協力しながら活動している健康づくりボランティアである。

2 愛育委員会の成り立ち

- ・大正10年に河内村（真庭市：旧落合町）と鳥取上村（赤磐市赤坂町）で設立された小児保護協会が基となり、その後、恩賜財団母子愛育会（今上天皇のご誕生を記念して、昭和天皇の御下賜金をもとに設立）による愛育村指定に端を発したボランティアへと受け継がれた。
- ・昭和25年に河内村で「愛育委員会」として誕生。その背景には、戦後の混乱期における、栄養失調や結核・伝染病等の多発、乳児や妊産婦の死亡率の高さ等の問題があった。
- ・昭和25年9月に「地域と密着した母子保健活動」と「保健師と地域のパイプ役になる組織づくり」を目指し、「愛育委員設置要領」が制定され、昭和29年までに全市町村で愛育委員会が結成され活動が開始した。
- ・昭和30年に岡山県愛育委員連合会が結成された。

<<最近の動き>>

- ・平成21年に保健所の再編に伴い保健所管内愛育委員会も再編された。
- ・平成22年4月20日、恩賜財団母子愛育会総裁表彰（総裁は三笠宮妃 百合子さま）を受賞した。
- ・平成22年に岡山市の政令市移行に伴い、平成22年4月23日、岡山県愛育委員連合会から岡山市愛育委員協議会が独立した。
- ・平成23年度から、結核予防活動のうち複十字シール募金活動について、活動の強化、発展のため、岡山県健康づくり財団を経由した活動から全国結核予防婦人団体連絡協議会を経由した活動へと変更し実施することとした。

3 岡山県愛育委員連合会の組織

1 設 立：昭和30年8月

2 会 長：藤本 貴子

3 会員数：12,467人（平成27年4月1日現在。岡山市5,605人を除く）
【県下の愛育委員数 18,072人（平成27年4月1日現在、岡山市含む）】

4 活動内容

スローガン

「子どもがのびのび育ち、誰もが個性や能力を最大限に発揮できる社会をつくりましょう」

活動目標

- ◎ 健やか親子21（第2次）を推進しましょう
～母と子の健やかな発達のための支援をしましょう～
- ◎ 健康おかやま21を推進しましょう
～高齢者が生き甲斐を持って生活を楽しめるよう支援をしましょう
- ◎ 地域全体で健康づくりに取り組みましょう

5 組織体制

